



発行 新潟県

第 10 号

平成29年2月7日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 101 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 102 保安林の指定解除予定（治山課）
- 103 保安林の指定（治山課）
- 104 保安林の指定解除予定（治山課）
- 105 保安林の指定解除予定（治山課）
- 106 保安林の指定解除予定（治山課）
- 107 保安林の指定解除予定（治山課）
- 108 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 109 道路の区域変更（道路管理課）
- 110 道路の供用開始（道路管理課）
- 111 道路の区域変更（道路管理課）
- 112 道路の供用開始（道路管理課）
- 113 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 114 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 115 都市計画事業の事業計画の変更認可（都市整備課）

公 告

特定調達契約の落札者等（畜産課）

病院局公告

一般競争入札の中止（病院局総務課）

人事委員会規則

5-64 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

人事委員会告示

- 1 口頭により開示請求をすることができる個人情報に関する告示の一部改正(人事委員会事務局総務課)

告 示

◎新潟県告示第101号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	6者	高田2230番ほか19筆 2.8ha
新発田市	4者	麓1401番1ほか60筆 4.1ha
阿賀野市	11者	寺社山ノ下甲13番ほか313筆 37.9ha

胎内市	3者	黒川道下566番1ほか18筆 1.8ha
聖籠町	1者	蓮潟大ノ切77番2ほか8筆 0.6ha
新潟市	47者	北区大月大月乙433番2ほか678筆 58.4ha
三条市	8者	代官島埋り田3099番1ほか425筆 54.2ha
燕市	11者	粟生津山王6337番ほか147筆 15.7ha
田上町	3者	田上与五右エ門通へイ2147番1ほか42筆 3.8ha
弥彦村	16者	平野荒田285番ほか623筆 48.1ha
長岡市	2者	七日市西田889番ほか96筆 2.9ha
見附市	3者	新潟東町41番ほか416筆 39.5ha
魚沼市	2者	江口かじや2675番ほか8筆 0.5ha
十日町市	8者	上野1876番9ほか39筆 7.2ha
津南町	6者	中深見丁234番1ほか131筆 27.2ha
上越市	3者	東京田戸切205番ほか283筆 17.8ha
妙高市	2者	十日市畑ヶ田43番1ほか11筆 1.3ha
糸魚川市	10者	東海大明神333番1ほか36筆 3.7ha
佐渡市	38者	吾潟北川内1904番ほか305筆 37.5ha
合計	184者	3,677筆 364.8ha

2 申請年月日

平成29年1月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県十日町市小白倉卯1108の3、卯1109の4、卯1368の3、卯1370の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

◎新潟県告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区飯室字笹山1115から1136まで、字柴田1137、字大林1683から1689まで、1691から1703まで、1706

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県十日町市中条字南畑丁2820の2、松之山天水越字滝ノ前4937の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

◎新潟県告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県魚沼市松川字松川山996の143、大倉字葛倉1601の7、1601の10、1601の13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

◎新潟県告示第106号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤853の8（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第107号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県佐渡市徳和5414の12、5414の18
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第108号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営菟神北部地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年2月8日から平成29年3月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市川原町115番から 同市川原町858番1まで	新	7.0～29.4メートル	275.1メートル
	旧	7.0～29.2メートル	277.4メートル

◎新潟県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 十日町六日町線
- 2 供用開始の区間
十日町市川原町115番から同市川原町858番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年2月7日

◎新潟県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条田川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市田川町一丁目162番から 同市川原町937番まで	新	7.6～15.6メートル	101.5メートル
	旧	7.6～14.4メートル	97.5メートル

備考 路線の終点を変更する区域変更

◎新潟県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 中条田川線
- 2 供用開始の区間
十日町市田川町一丁目162番から同市川原町937番まで
- 3 供用開始の期日 平成29年2月7日

◎新潟県告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中浜(3)地区	村上市中浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栃尾宮沢(1)地区	長岡市栃尾宮沢、栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾宮沢(4)地区	長岡市栃尾宮沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下宮沢川(1)地区	長岡市栃尾宮沢、天下島	次の図のとおり	土石流
下宮沢川(2)地区	長岡市栃尾宮沢、天下島	次の図のとおり	土石流
下宮沢川(3)地区	長岡市栃尾宮沢、天下島	次の図のとおり	土石流
宮沢地区	長岡市栃尾宮沢、栃尾泉、天下島	次の図のとおり	地すべり
藤ノ木地区	長岡市三瀬ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三瀬ヶ谷(2)地区	長岡市三瀬ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三瀬ヶ谷(3)地区	長岡市三瀬ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三瀬ヶ谷沢川地区	長岡市三瀬ヶ谷	次の図のとおり	土石流
北野地区	長岡市和島北野、三瀬ヶ谷	次の図のとおり	地すべり
黒坂地区	長岡市黒坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高稲場地区	長岡市寺泊下桐、寺泊碓田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐地区	長岡市寺泊下桐、寺泊求草	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

下桐南地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(2)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(3)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(4)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(5)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(1)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	土石流
下桐(2)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	土石流
下桐(3)地区	長岡市寺泊下桐、寺泊碓田	次の図のとおり	土石流
下桐(4)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	土石流
城ノ山地区	長岡市寺泊竹森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹森(1)地区	長岡市寺泊竹森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹森(2)地区	長岡市寺泊竹森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当新田地区	長岡市寺泊当新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
林山地区	長岡市寺泊万善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万善寺地区	長岡市寺泊万善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷廻地区	長岡市寺泊五分一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五分一(1)地区	長岡市寺泊五分一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五分一(2)地区	長岡市寺泊五分一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五分一(3)地区	長岡市寺泊五分一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五分一(4)地区	長岡市寺泊五分一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
岡野町地区	柏崎市高柳町岡野町	次の図のとおり	地すべり
松田沢(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

権現堂(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷田地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田沢(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二位殿(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二位殿(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井ノ町地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(4)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜田地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
松田沢地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
二位殿(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
二位殿川地区	柏崎市西山町浜忠、西山町大崎	次の図のとおり	土石流
二位殿(1)地区	柏崎市西山町浜忠、西山町大崎	次の図のとおり	土石流
権現堂(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
井ノ町地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
権現堂(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
権現堂地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	地すべり
井ノ町地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	地すべり
礼拝(1)地区	柏崎市西山町坂田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

坂田地区	柏崎市西山町礼拝、坂田	次の図のとおり	地すべり
久米(1)地区	柏崎市大字久米	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(2)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(3)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(4)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(5)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(6)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(7)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(8)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(9)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(1)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梨の木地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬込平地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大淵(1)地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大淵(2)地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下ノ谷沢地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	土石流
新田谷川地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	土石流
新田谷地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	土石流
大淵地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	地すべり
小池(1)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小池(2)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

小池(3)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小池(4)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小池地区	上越市大字小池	次の図のとおり	地すべり
西横山(北)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	地すべり
高住前田地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高住(1)地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高住(2)地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高住(3)地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高住地区	上越市大字高住	次の図のとおり	地すべり
皆口地区	上越市大字皆口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
毘沙門谷地区	上越市大字皆口	次の図のとおり	土石流
宮谷川地区	上越市大字皆口	次の図のとおり	土石流
皆口地区	上越市大字皆口	次の図のとおり	地すべり
長浜(H25)地区	上越市大字長浜	次の図のとおり	地すべり
西戸野(1)地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西戸野(2)地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西戸野(3)地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷沢川地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	土石流
花立地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	地すべり
柿の木平地区	上越市大字花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(1)地区	上越市大字花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花立(2)地区	上越市大字花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上綱子(1)地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向ムキ地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上綱子(2)地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上綱子(3)地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上綱子地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	土石流
水頭谷地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	土石流
上綱子地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	地すべり
西横山(1)地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西横山(2)地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西横山(3)地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
合ノ瀬川地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	土石流
西横山地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	地すべり
濁谷地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	地すべり
下綱子地区	上越市大字下綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(5)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(6)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
濁谷地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉尾地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南沢谷川地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	土石流
桑取川左支川地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	土石流
扇田地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	地すべり
西山寺前田地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂の上地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山寺(1)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山寺(2)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山寺(3)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西山寺(4)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
隠谷川(1)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
隠谷川(2)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
薬師谷川地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
絹ガ谷川地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
西山寺地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
西山寺地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	地すべり
棚広(1)地区	上越市牧区棚広	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚広(2)地区	上越市牧区棚広	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚広川(2)地区	上越市牧区棚広	次の図のとおり	土石流
小平地区	上越市牧区棚広	次の図のとおり	地すべり
棚広新田(1)地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚広新田(2)地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カンスケ沢地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	土石流
棚広川(1)地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	土石流
棚広新田地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	地すべり
小田地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	地すべり
戸沢(1)地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸沢(2)地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸沢(3)地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸沢地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	地すべり
芹田(1)地区	上越市安塚区芹田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹田(2)地区	上越市安塚区芹田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹田地区	上越市安塚区芹田	次の図のとおり	地すべり

切越(1)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(2)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(3)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(4)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(5)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(6)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(7)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(8)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北山沢地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	土石流
切越地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	土石流
宮田地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	地すべり
田島(1)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(2)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(3)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(4)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(5)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(6)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(7)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ山沢地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	土石流
丸山沢地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	土石流
田島地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	地すべり
石橋(1)地区	上越市安塚区石橋	次の図のとおり	土石流
石橋(2)地区	上越市安塚区石橋	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
頭山(1)地区	糸魚川市大字頭山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬水沢地区	糸魚川市大字頭山	次の図のとおり	土石流
上路地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上路(2)地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上路(3)地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
しな谷川地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
小脇谷川地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
水上谷川地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
ススキ谷地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
荒沢(1)地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
荒沢(2)地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
上路地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
岩木地区	糸魚川市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水谷地区	糸魚川市大字岩木	次の図のとおり	土石流
岩木川地区	糸魚川市大字岩木	次の図のとおり	土石流
岩木地区	糸魚川市大字岩木	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小川内地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本町地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉岡(1)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流
吉岡(2)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流

吉岡(3)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流
国分寺沢地区	佐渡市国分寺	次の図のとおり	土石流
国分寺(1)地区	佐渡市国分寺	次の図のとおり	土石流
権現沢地区	佐渡市国分寺	次の図のとおり	土石流
辰巳沢地区	佐渡市竹田・国分寺	次の図のとおり	土石流
竹田(1)地区	佐渡市竹田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
阿仏坊沢地区	佐渡市竹田	次の図のとおり	土石流
中町地区	佐渡市真野新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真野新町(1)地区	佐渡市真野新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(1)地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(2)地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	地すべり
豊田・滝脇(1)地区	佐渡市豊田、滝脇	次の図のとおり	土石流
背合Ⅲ-1地区	佐渡市背合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
背合(1)地区	佐渡市背合	次の図のとおり	土石流
滝脇(1)地区	佐渡市滝脇	次の図のとおり	土石流
滝脇(2)地区	佐渡市滝脇	次の図のとおり	土石流
大須(1)地区	佐渡市大須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小立地区	佐渡市大小	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大立地区	佐渡市大倉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平大平(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平大平(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

滝平中央二(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央一地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平大平(3)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央三地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央二(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(3)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(4)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂大峰地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	地すべり
滝平中央二沢(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
滝平中央二沢(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
つつみ沢地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
羽茂滝平(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
羽茂滝平(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
下川茂(1)地区	佐渡市下川茂	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米山 隆一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中浜(3)地区	村上市中浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覽に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栃尾宮沢(1)地区	長岡市栃尾宮沢、栃尾泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃尾宮沢(4)地区	長岡市栃尾宮沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
藤ノ木地区	長岡市三瀬ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三瀬ヶ谷(2)地区	長岡市三瀬ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒坂地区	長岡市黒坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
和田地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高稲場地区	長岡市寺泊下桐、寺泊碓田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐地区	長岡市寺泊下桐、寺泊求草	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐南地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(2)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(3)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(4)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(5)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下桐(2)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	土石流
下桐(3)地区	長岡市寺泊下桐、寺泊碓田	次の図のとおり	土石流
下桐(4)地区	長岡市寺泊下桐	次の図のとおり	土石流
城ノ山地区	長岡市寺泊竹森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹森(1)地区	長岡市寺泊竹森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
竹森(2)地区	長岡市寺泊竹森	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当新田地区	長岡市寺泊当新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

林山地区	長岡市寺泊万善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
万善寺地区	長岡市寺泊万善寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷廻地区	長岡市寺泊五六一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五六一(1)地区	長岡市寺泊五六一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五六一(2)地区	長岡市寺泊五六一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五六一(3)地区	長岡市寺泊五六一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五六一(4)地区	長岡市寺泊五六一	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松田沢(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
屋敷田地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松田沢(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二位殿(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
二位殿(1)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井ノ町地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
権現堂(4)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浜田地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
一の宮地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流

権現堂(3)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
松田沢地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
二位殿(2)地区	柏崎市西山町浜忠	次の図のとおり	土石流
礼拝(1)地区	柏崎市西山町坂田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(2)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(3)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(4)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(5)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(6)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(7)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
畔屋(9)地区	柏崎市大字畔屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梨の木地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
馬込平地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大淵(1)地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下ノ谷沢地区	上越市大字大淵	次の図のとおり	土石流
小池(1)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小池(2)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小池(4)地区	上越市大字小池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高住前田地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高住(1)地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

高住(2)地区	上越市大字高住	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皆口地区	上越市大字皆口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西戸野(1)地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西戸野(2)地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西戸野(3)地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大谷沢川地区	上越市大字西戸野	次の図のとおり	土石流
柿の木平地区	上越市大字花立	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上綱子(1)地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向ムキ地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上綱子(2)地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上綱子地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	土石流
水頭谷地区	上越市大字上綱子	次の図のとおり	土石流
西横山(1)地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西横山(2)地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
合ノ瀬川地区	上越市大字西横山	次の図のとおり	土石流
下綱子地区	上越市大字下綱子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(5)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切光(6)地区	上越市牧区切光	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
濁谷地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西吉尾地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑取川左支川地区	上越市大字西吉尾	次の図のとおり	土石流
西山寺前田地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂の上地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山寺(1)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

西山寺(3)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
隠谷川(1)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
隠谷川(2)地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
薬師谷川地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
絹ガ谷川地区	上越市大字西山寺	次の図のとおり	土石流
棚広(1)地区	上越市牧区棚広	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚広川(2)地区	上越市牧区棚広	次の図のとおり	土石流
棚広新田(1)地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚広新田(2)地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カンスケ沢地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	土石流
棚広川(1)地区	上越市牧区棚広新田	次の図のとおり	土石流
戸沢(1)地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸沢(2)地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
戸沢(3)地区	上越市安塚区戸沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹田(1)地区	上越市安塚区芹田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芹田(2)地区	上越市安塚区芹田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(1)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(2)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(4)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(5)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(6)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(7)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越(8)地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
切越地区	上越市安塚区切越	次の図のとおり	土石流

田島(1)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(2)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(4)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(5)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田島(6)地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
丸山沢地区	上越市牧区田島	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
頭山(1)地区	糸魚川市大字頭山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬水沢地区	糸魚川市大字頭山	次の図のとおり	土石流
上路地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上路(2)地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ススキ谷地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
荒沢(1)地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
上路地区	糸魚川市大字上路	次の図のとおり	土石流
岩木地区	糸魚川市大字岩木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩木川地区	糸魚川市大字岩木	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本町地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉岡(2)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流
吉岡(3)地区	佐渡市吉岡	次の図のとおり	土石流

国分寺沢地区	佐渡市国分寺	次の図のとおり	土石流
国分寺(1)地区	佐渡市国分寺	次の図のとおり	土石流
権現沢地区	佐渡市国分寺	次の図のとおり	土石流
辰巳沢地区	佐渡市竹田・国分寺	次の図のとおり	土石流
阿仏坊沢地区	佐渡市竹田	次の図のとおり	土石流
中町地区	佐渡市真野新町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(1)地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(2)地区	佐渡市豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田・滝脇(1)地区	佐渡市豊田、滝脇	次の図のとおり	土石流
背合Ⅲ-1地区	佐渡市背合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
背合(1)地区	佐渡市背合	次の図のとおり	土石流
滝脇(1)地区	佐渡市滝脇	次の図のとおり	土石流
滝脇(2)地区	佐渡市滝脇	次の図のとおり	土石流
大須(1)地区	佐渡市大須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大立地区	佐渡市大倉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平大平(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央二(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央一地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平大平(3)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央三地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央二(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

滝平下組(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(3)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平下組(4)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
羽茂大峰地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝平中央二沢(1)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
滝平中央二沢(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
羽茂滝平(2)地区	佐渡市羽茂滝平	次の図のとおり	土石流
下川茂(1)地区	佐渡市下川茂	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第115号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 施行者の名称
加茂市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 加茂都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・2号若宮公園
- 3 事業施行期間
平成10年1月9日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成28年3月25日新潟県告示第383号の事業地のうち大字上条字鱒田沢において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年2月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 調達件名及び数量
 - (1) 関川村鳥インフルエンザ対応防疫資材(手袋等) 一式
 - (2) 上越市鳥インフルエンザ対応防疫資材(手袋等) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
 - (1) 上記(1)について
平成28年11月29日
 - (2) 上記(2)について
平成28年11月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NPO法人コメリ災害対策センター
新潟県新潟市南区清水4501-1
- 5 契約価格
 - (1) 上記(1)について
21,932,945円
 - (2) 上記(2)について
19,551,869円
- 6 契約決定方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定による。

病院局公告

一般競争入札の中止について(公告)

平成29年1月20日付けで公告した「生体情報モニタリングシステム」について、仕様書等の見直しが必要となったため、入札を中止する。

平成29年2月7日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年2月7日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-64号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（試験の種類）</p> <p>第4条 採用のための競争試験（以下「試験」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村立<u>義務教育諸学校</u>事務職員採用試験</p> <p>(6) 市町村立<u>義務教育諸学校</u>栄養職員採用試験</p>	<p>（試験の種類）</p> <p>第4条 採用のための競争試験（以下「試験」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市町村立<u>小中特別支援学校</u>事務職員採用試験</p> <p>(6) 市町村立<u>小中特別支援学校</u>栄養職員採用試験</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

◎新潟県人事委員会告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年7月新潟県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成29年2月7日から適用する。

平成29年2月7日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口 頭 に よ り 開 示 請 求 を と る 可 き 期 間	口 頭 に よ り 開 示 請 求 を と る 可 き 場 所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口 頭 に よ り 開 示 請 求 を と る 可 き 期 間	口 頭 に よ り 開 示 請 求 を と る 可 き 場 所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
職員採用試験(大学卒業程度) 職員採用試験(短大卒業程度)	第1次試験の不合格者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験の合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課	職員採用試験(大学卒業程度) 職員採用試験(短大卒業程度)	第1次試験の不合格者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位	第1次試験の合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課
職員採用試験(高校卒業程度)	第2次試験の受験者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次試験の種目別得点、総合得点及び順位(ただし、第3次試験を実施する場合は、第2次試験のみを対象とする。)	最終合格発表日から1か月間(第3次試験を実施する場合は、第2次試験の合格発表日から1か月間)		職員採用試験(高校卒業程度)	第2次試験の受験者に係る第1次試験の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次試験の種目別得点、総合得点及び順位(ただし、第3次試験を実施する場合は、第2次試験のみを対象とする。)	最終合格発表日から1か月間(第3次試験を実施する場合は、第2次試験の合格発表日から1か月間)	
市町村立義務教育諸学校事務職員採用試験 市町村立義務教育諸学校栄養職員採用試験	第3次試験の受験者に係る第1次から第3次までの各試験の種目別得点、総合得点及び順位	最終合格発表日から1か月間		市町村立小中特別支援学校事務職員採用試験 市町村立小中特別支援学校栄養職員採用試験	第3次試験の受験者に係る第1次から第3次までの各試験の種目別得点、総合得点及び順位	最終合格発表日から1か月間	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)